

会 議 録

| | | |
|------------------|-------|--|
| 附属機関又は 会議体の名称 | | 第2回豊島区民間保育所事業者選定審査会 |
| 事務局（担当課） | | 子ども家庭部 保育課 |
| 開催日時 | | 令和2年12月11日（金）午後3時～午後5時 |
| 開催場所 | | 豊島区役所本庁舎5階 510会議室 |
| 議 題 | | <p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>（1）各種審査内容発表</p> <p style="padding-left: 2em;">（ア）財務審査報告発表</p> <p style="padding-left: 2em;">（イ）東京都保育所検査部署等の検査結果報告</p> <p style="padding-left: 2em;">（ウ）池袋第三保育園保護者からの要望報告</p> <p style="padding-left: 2em;">（エ）事業者応募による審査書類の審査</p> <p>（2）審 議（応募事業者の評価）</p> <p>（3）評 定（二次審査対象法人決定）</p> |
| 公開の 可否 | 会 議 | <input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 |
| | | （非公開・一部非公開の場合は、その理由） 豊島区行政情報公開条例第7条第5号の規定による。 |
| | 会 議 録 | <input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開 |
| | | （非公開・一部非公開の場合は、その理由） 公正な選定審査に支障を及ぼす恐れがあるため、議事における発言者は非公開とする。 |
| 出席者 | 委 員 | 箕輪 潤子（武蔵野大学准教授）、善本 眞弓（東京成徳大学教授）、奥島正信（政策経営部長）、末吉 正伸（施設整備担当部長）、澤田 健（子ども家庭部長） |
| | 事 務 局 | 保育政策担当課長、保育計画グループ係長、公立運営グループ係長、保育計画グループ主任 |

※発言者は委員を【ア】～【オ】、事務局を【事】と表記する。

(1) 開会

(2) 進行説明

令和2年9月8日から11月6日まで民営化事業者の募集したところ、5事業者から申込があった。審査のために収集した資料内容をご確認いただき、一次審査通過者を決定していただきたい。

(3) 各種審査内容発表

(ア) 財務審査報告発表【資料2-1】

- ・調査基準について（目的、調査基準の概要等）
- ・今回は株式会社が3法人（A、C、D）、社会福祉法人が2法人（B、E）である。
- ・【財務諸表分析】
 - A法人：安全性、公立性が評価されている。収益性の改善が課題である。
 - B法人：費用合理性は良好とはいえないが、収益性、安全性が評価されている。
収益性が低下していることが懸念されている。
 - C法人：効率性に優れ安全性は概ね良好だが、収益性は良好とはいえない。
組織再編により売上高が減少している。
 - D法人：効率性は優れているが、安全性・収益性は良好でない。
親会社との連結ベースで分析すると評価が上がる。
 - E法人：費用合理性は優れているが、安全性・収益性が良好でない。
特に運営資金借入が過大となっており、資金繰りの厳しさが懸念されている。
- ・財務諸表分析は評価が難しく、新規開設においても株式会社はC評価となる。
社会福祉法人は良い評価が多く、A判定が出ることもある。
- ・【収支計画分析】
 - 平成30・31年度の応募事業者の状況の平均をもとに判定している。
 - 5法人とも破綻している計画ではない。
 - A法人：収入合計が毎年3%前後増加し続ける。
 - B法人：収入合計は同額で推移する。
 - C法人：不明残が生じている。
 - D法人：収入合計は毎年0.5%ずつ増額する。
 - E法人：3年目までは年々増加、以降5年目までは同額で推移する。

(イ) 東京都保育所検査部署等の検査結果報告

- ・各法人について、東京都指導監査部への聞き取り結果、保育指導担当グループ・運営担当グループの聞き取り結果を報告する。
- ・文書指摘事項は、東京都指導検査基準に基づき文書による指摘となったもの。ホー

ムページで公表され、後日改善報告が必要である。

- ・口頭指導は、改善報告は不要である。

A 法人：都の文書指摘 1 件あり。口頭指導は規則に関するものがされている。

運営担当は、職員配置に余剰がある等、高評価であった。

B 法人：都の文書指摘 2 件あり。改善中の案件がひとつある。

口頭指導に「職員の給与を適正に支給していない」がある。

豊島区内の保育施設の運営について、職員配置等、契約内容の不履行が続いている。連絡がとれずやり取りに苦慮している。

C 法人：都の文書指摘事項なし。口頭指導も書類に関する軽微なものが多い。

運営担当は、職員配置が十分でない月がある。

D 法人：園数が多く、記載数を絞っている。

都の文書指摘は 4 園で 3 件あり。口頭指導で健康診断や検便等に関するものが続いている。

区の文書指摘でも職員配置不足によるものが多い。

E 法人：都の文書指摘 2 件あり。規則関係の口頭指導がある。

区の文書指摘 2 件は改善済み。会計経理等について規定に基づいて処理されていないものがあり、知識・認識不足が見受けられる。

(ウ) 池袋第三保育園保護者からの要望報告

- ・提案書類を園に設置したが、それについての要望は届いていない。
- ・募集期間に提出されたものを共有する。これは 9 月 11 日に保護者説明会で保護者にも共有済みである。
- ・アレルギー対応として除去食提供などの要望があった。
- ・引き続き募集を行い、提出された要望書は第 3 回審査会で報告する。

(エ) 事業者応募による審査書類の審査

- ・事務局で提案の要旨をまとめたものである。昨年度の駒込第二保育園の選定事業者である社会福祉法人若草保育園を参考に併記している。

【提案事項】

< 法人理念 >

B 法人：昭和 55 年から認可保育所を運営している。

A、C 法人：豊島区内の運営施設なし。

< 既存施設概要 >

池袋第三保育園に近い条件の施設について提出していただいている。

A 法人：保育士歴 8 年で園長となっており、やや短い。

離職率 4%の年がある。

B 法人：保育士歴 4 年 9 ヶ月で園長となっており、さらに短い。

C、D 法人：園長の保育士歴の割に職員の平均経験年数が短い。全体的に職員が若いと思われる。

B、C、D 法人：離職率が 21～32%の年がある。D 法人は離職理由の記載なし。

C 法人：SDG s の推進に取り組んでいる。

D 法人：人件費率 41.6%は低い。

<ア 運営（保育）理念>

池袋第三保育園の保育目標に近い記載に注目する。

<イ 職員配置案>

A 法人：原則異動により配置するとしており、既採用者率（既採用者数/全職員数）は 92%。新規保育園の立ち上げ経験のある園長経験者を配置する予定。

B 法人：改修を行った場合の職員配置としている。改修計画の記載はなし。

C、D、E 法人：既採用者率が 20%台。八割が新規採用者となり、公立園を引き継ぐにおいて連携面の不安がある。

<ウ 保育業務引継ぎ内容及び必要経費>

A 法人：保育引継ぎは 3 か月。常勤保育士 17 名による。

B 法人：3 名以外の引継ぎの記載がない。引継ぎ経費が他事業者と比べ高い。

<エ 保育計画（案）>

C、D、E 法人：特別保育事業の拡充に関する記載がない。

A 法人：延長保育を 20 時 30 分まで・定員なしに拡充する計画。
医療的ケア児の記載はあるが実績はない。

<オ 家庭および医療機関など地域の関連機関との連携>

C 法人：油田プロジェクトによる使用済み天ぷら油の回収

D 法人：池袋第三保育園の連携を引き継ぐ。

<カ 事故防止・安全対策>

新型コロナウイルス感染症対策の明記があったのは A、D、E 法人。

C 法人：グループ会社の自動車運行会社による交通安全教室の実施。

<キ 虐待などへの対応>

A 法人：「豊島区子どもの権利に関する条例」等、区の計画等をしっかりと調べている。「そだれん」プログラムの活用など。

D 法人：本部での情報共有、子ども家庭支援センターとの連携。

E 法人：指標を活用して客観的かつ適切に判断する。

<ク 特別な配慮が必要な子どもの受け入れ・保育の考え方>

保護者要望である「代替食」を提案しているのは D、E 法人である。

B、C 法人：外国にルーツをもつ子ども・家庭に関する記載なし。

A 法人：フィリピン人英語教師を適宜配置する。

D 法人：翻訳ツールを活用したコミュニケーションを行う。

E 法人：担任にまかせきりにせず、園全体で配慮する体制を目指す。

<ケ 保育所に通う保護者と地域における子育て支援>

各法人とも検討のうえ提案している。

B 法人のみ、保護者への子育て支援に関する記載なし。

<コ 職員の研修>

C 法人：実技試験対策練習会の開催。

<特にアピールしたいこと>

D、E 法人：記載なし。

E 法人：他区で令和3年4月から民営化園を運営予定。

A 法人：法人独自プログラムの導入、医療的ケア児の保育など。

C 法人：グローバル・オンライン異文化交流、食育、SDGs など。

B 法人：改修により特別保育事業の実施。ただし現存のまま運営するのが良いかとも思っている。

<事務局の所見>

A 法人：区の具体的な事項を調べて計画を立てていることが見受けられる。

B 法人：保育日誌等のマスキングが不十分であった。

(4) 質疑応答

【オ】 一次審査においては事業者から提出された書類のみを審査するのか、財務分析や都指導監査部へのヒアリング等も対象とするのか。

【事】 いずれも審査対象とする。財務分析は「経営状況に問題はないか」、都指導監査部へのヒアリング等は提案された計画の実現性を確認するための資料である。

(5) 応募事業者の審査評定及び二次審査対象者決定

- ・二次審査対象者は、評定において高得点を獲得した上位順に A 法人、C 法人の 2 事業者
に決定する。

※ 審議経過の記載が 2 頁以上にわたる場合は、右肩にNo.を付す。

| | |
|------------------|--|
| <p>会 議 の 結 果</p> | <p>・二次審査対象者は、評定において高得点を獲得した上位順に A 法人、C 法人の 2 事業者に決定する。</p> |
| <p>提出された資料</p> | <p>資料 2 - 1 財務審査報告 資料 2 - 2 東京都保育所検査部署等の検査結果 豊島区指導検査実施結果 資料 2 - 3 保護者からのご意見 資料 2 - 4 事業者応募による審査書類比較表 参考 2 - 1 民間保育所事業者選定審査会（池袋第三保育園）委員名簿 参考 2 - 2 池袋第三保育園_運営事業者選定審査基準 事業者応募による審査書類（A～E 事業者ファイル）</p> |
| <p>そ の 他</p> | <p>既存園視察は令和 3 年 2 月 1 日(月)に実施する。 その後、第三回選定審査会は令和 3 年 2 月 8 日(月)に開催する。</p> |